

○美唄市現場代理人の兼任に関する取扱要領

(平成26年8月4日庁達第27号)

改正 令和3年2月26日庁 令和5年3月31日  
達第7号の2 庁達第18号

(趣旨)

第1条 この要領は、美唄市が発注する請負工事において、美唄市建設工事標準請負契約約款の規定による工事現場への常駐を要しない場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の兼任の対象となる工事)

第2条 次の各号に掲げる条件を全て満たす工事は、同一の者が2件までの工事の現場代理人を兼任することができる。ただし、工事内容等により現場代理人を兼任することが適当でないと判断した場合はこの限りではない。

(1) 美唄市発注の工事

(2) 1件の請負代金額が4,000万円未満の工事(建築工事は8,000万円未満)

2 前項のほか、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項により密接な関係のある工事について、同一の専任の主任技術者が管理できるとされた2件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

(兼任の条件)

第3条 受注者は現場代理人を兼任させる場合、次に掲げる兼任の条件を遵守し、それぞれの工事における現場代理人としての職務を適切に執行しなければならない。

(1) 現場代理人が現場を離れる場合、発注者との連絡体制を確保すること。

(2) いずれかの工事に常駐していること。

(3) 必要に応じ連絡員を配置するなど、安全管理のほか、現場の取締りに支障を生じさせないこと。

(現場代理人の兼任手続き)

第4条 受注者は、現場代理人を兼任させようとするときは、契約締結後、先行工事及び新規工事のそれぞれの工事担当課（工事監督員）に事前に連絡した上で、現場代理人兼任届（別記様式第1号）を2部作成し、それぞれの工事担当課（工事監督員）に提出するものとする。

（契約変更の取扱い）

第5条 現場代理人の兼任を認める工事において、契約変更により請負代金額が第2条第1項第2号に規定する金額以上となった場合でも、引き続き現場代理人の兼任を認めるものとする。

（現場代理人の兼任の取消し等）

第6条 現場代理人を兼任することにより、現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼任を取消することができる。この場合において、現場代理人の兼任取消通知書（別記様式第2号）により受注者に対し通知するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年8月11日から施行する。

附 則（令和3年2月26日庁達第7号の2）

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日庁達第18号）

この〇〇は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

現場代理人兼任届

[別紙参照]

別記様式第2号（第6条関係）

現場代理人の兼任取消通知書

[ 別紙参照 ]